

第2号議案 役員の選出に関する規程の改正に関する件

公益社団法人 全国解体工事業団体連合会の役員の選出に関する規程（改正案）

令和2年2月26日 制定
令和6年12月5日 改正
令和7年12月16日 改正
令和8年6月5日 改正

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）定款第23条第5項の規定に基づき、理事及び監事（以下、「役員」という）の選任を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

（役員の要件）

- 第2条 役員は、定款第23条第1項の規定により、正会員団体に所属する者の中から選任する（以下、「員内理事」及び「員内監事」という。）。ただし、定款第23条第1項の但し書きに基づき、一部の役員については、それ以外の者（以下、「員外理事」及び「員外監事」という。）を選任することができる。
- 2 員内理事及び員内監事は、当該所属団体において、代表者又はそれに準じる役職にある者でなければならない。
 - 3 員外理事は、第6条第1項に規定するいずれかの属性を有する者でなければならない。
 - 4 員外監事は、公認会計士又は税理士の資格を有する者でなければならない。

（役員の定数）

- 第3条 役員の定数は、定款第22条第1項の規定に基づき、理事は13名以上20名以内、監事は2名以内とする。
- 2 員外理事を選任する場合は、定款第23条第1項但し書きの規定に基づき8名以内とする。
 - 3 員外監事を選任する場合は、定款第23条第1項但し書きの規定に基づき1名とする。

（役員の選任方法）

- 第4条 理事及び監事の選任は、定款第19条第1項乃至第3項の規定に基づき、総会の決議によって行う。
- 2 理事及び監事は候補者の中から選挙により選任する。
 - 3 前項の選挙は記名式により、候補者名簿に記した個人名に賛否を記入する方法で行う。
 - 4 理事及び監事の候補者が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
 - 5 議決権行使書面による議決権行使の結果、総会の開催前に、複数の理事及び監事のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合は、総会において、議長が複数の理事及び監事の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席正会員に諮り、それに異議が出ないときは、理事及び監事候補者全員の選任議案を一括して決議することができる。
 - 6 理事会又はブロック会の推薦を経ず理事及び監事に立候補する者（以下「一般理事候補者」及び「一般監事候補者」という。）は、役員改選を行う総会が開催される日の2カ月前までに、理事会に書面で申し出なければならない。
 - 7 一般理事候補者及び一般監事候補者の立候補には正会員1名及び理事1名の推薦を必要とする。
 - 8 前項の推薦者は一般理事候補者及び一般監事候補者をそれぞれ2名以上推薦することができない。

(員内理事・員内監事の推薦)

第5条 員内理事については、一般理事候補者の有無にかかわらず、各ブロック会が次の各号に規定する人数のブロック推薦理事候補者を推薦することができる。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 東北・北海道ブロック会 | 2名以内 |
| (2) 関東ブロック会 | 2名以内 |
| (3) 北陸ブロック会 | 1名 |
| (4) 中部ブロック会 | 1名 |
| (5) 近畿ブロック会 | 1名 |
| (6) 中国ブロック会・四国ブロック会 | 1名 |
| (7) 九州・沖縄ブロック会 | 2名以内 |

2 員内理事については、前項の規定にかかわらず、理事会が全解工連 青年部会長を推薦することができる。

3 員内監事については、一般監事候補者の有無にかかわらず、理事会の議決又は抽選でブロック推薦監事候補者を推薦するブロックを決定することができる。

(員外理事・員外監事の推薦)

第6条 員外理事については、一般理事候補者の有無にかかわらず、理事会が次の各号に規定する人数の理事会推薦理事候補者を推薦することができる。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3名以内 |
| (2) 建設業関係団体 | 2名以内 |
| (3) 廃棄物処理業関係団体 | 1名 |
| (4) 上記第1号乃至第3号以外の個人 | 2名以内 |

2 員外監事については、一般監事候補者の有無にかかわらず、理事会が理事会推薦監事候補者を推薦することができる。

(会長、副会長、及び専務理事の選任)

第7条 代表理事（会長）、副会長及び業務執行理事（専務理事）は、定款第23条第2項の規定に基づき、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 新たに会長が決定するまでは、従前の会長が理事会の議長として議事を進行する。

(任期)

第8条 理事及び監事の任期は、定款第26条第1項乃至第4項の規定による。

2 再任の回数については、制限を定めない。

(役員改選事務)

第9条 役員改選に関する事務は、全解工連事務局が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会がこれを行う社員総会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、令和2年2月26日から施行する。
2. この規程は、令和6年12月5日から施行し、令和6年6月7日から適用する。
3. この規程は、令和7年12月16日から施行する。
4. この規程は、令和8年6月5日から施行する。